

県の公共工事を受注される建設業者の皆様へ

適正な下請契約代金の支払等について

～ 適正な契約を結びましょう ～

- ① 下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとし、下請業者からの明確な経費内訳による見積書の提出、それを踏まえた双方の協議など適正な手順を遵守しましょう。取引上の地位を不当に利用して、いわゆる指し値等の通常必要な原価に満たない額で下請させることは、建設業法、独占禁止法上問題となります。
 - ② 下請代金の見積りに当たっては、適正な見積期間(建設業法施行令第6条)を設けるとともに、賃金等に加えて必要な諸経費、法定福利費を適正に考慮しましょう。
 - ③ 下請契約を結ぶ場合は、契約の内容となる一定の重要な事項(建設業法第19条第1項各号)を具体的に記載した適正な契約書(建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書)を作成し、相互に交付しましょう。
- ※ 契約約款及び注文請書の販売 … 県建設事業協同組合連合会又は最寄りの地区建設事業協同組合
- ④ 工事内容、工期又は請負金額を変更する場合は、双方の協議の適正な手順により変更のうえ、変更契約書を作成し、相互に交付しましょう。
 - ⑤ 「建設リサイクル法」対象工事の受注者は、工事の一部を下請けに出す場合、分別解体等の方法、再資源化をする施設の名称及び所在地の事項等を書面に記載し、下請業者に対して告知(県発注工事においては告知書を下請業者に通知し、その写しを県の工事監督員に提出することとなっています。)することが義務付けられています。

～ 請負代金は適正に支払いましょう ～

- ① 元請業者が前払金を受けた場合は、当該工事の下請業者に対して相応する額を速やかに現金で前金払いましょう。
- ② 下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日までの期間をできる限り短くしましょう。
- ③ 下請契約における代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合は、支払代金に占める現金の比率を高める(現金比率が50%を超えること)とともに、労務費相当分については、現金払としましょう。公共工事においては、発注者から現金による支払いがなされるので、下請業者に対して速やかに現金で支払うよう配慮しましょう。
- ④ 手形期間は、60日以内としましょう。
- ⑤ 県では、平成30年7月1日以降に契約手続きを開始する、契約書を作成する全ての工事について、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費が明示された請負代金内訳書を徴していますので、契約日から10日以内に必ず発注者へ提出してください。

～ 元請業者は、下請業者の指導に努めましょう ～

- ① 元請業者は、下請業者が建設業法、建築基準法、労働基準法、労働安全衛生法等の法令に違反しないよう指導に努めなければなりません。直接の下請業者だけでなく、二次以下の下請業者など工事全体の業者に対して指導に努める責任があります。二次以下の下請契約についても、適正な契約や支払いが行われるよう下請契約の関係者保護に特に配慮してください。
また、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者、運送事業者等に対しても、下請業者と同様に適正な契約や支払いに配慮してください。
- ② 下請業者の選定においては、原則、社会保険等加入業者(適用除外者を含む)を選定するように努めてください。平成30年1月1日以降に契約を締結する案件から、社会保険等未加入業者との下請契約締結禁

止の措置を二次下請以降の業者について拡大しています。
また、できる限り地元業者を優先的に選定しましょう。

- ③ 資材購入業者の選定においては、県産品・県産材を取り扱う業者を積極的に選定しましょう。
- ④ 公共工事を請け負った建設業者は下請契約を締結したとき、以下の書類を添付した施工体制台帳(作業員名簿を含む)並びに施行体系図を作成し、発注者へ提出してください。また、公契約に係る「労働関係法令等遵守の誓約書」に関する事務取扱要領で定める誓約書についても、発注者へ提出してください。

【施工体制台帳への添付書類】

- ・発注者との請負契約書の写し
- ・下請負人が請負った建設工事の契約書の写し(契約約款等を含む)
- ・元請業者が配置した監理技術者の資格を証する書面(監理技術者資格者証の写し(監理技術者を配置した場合))
- ・元請業者が配置した主任技術者の資格を証する書面(主任技術者となり得る国家資格証の写し又は当該主任技術者の実務経験証明書の写し等(主任技術者を配置した場合))
- ・元請業者が配置した監理技術者又は主任技術者の雇用を証する書面(健康保険証等の写し)
- ・専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用を証する書面

- ⑤ 国土交通省では、「下請セーフティネット債務保証事業」や「地域建設業経営強化融資制度」などの工事請負代金を担保とした融資制度に加え、「下請債権保全支援事業」を実施しています。この事業は、下請の回数に関わらず、下請建設業者及び資材業者が元請業者に対して有する請負代金又は資材代金の支払を、保証料と引換えにファクタリング会社が保証するもので、令和8年3月31日までの時限措置となっています。この事業の下請建設業者等への周知、利用について配慮をお願いします。

～ 適切な退職金制度に加入しましょう ～

下請業者を含め、建退共、中退共、特退共など、適切な退職金制度に加入しましょう。なお、建退共の場合は、以下の点に留意しましょう。

- ① 共済証紙(電子申請方式の場合、退職金ポイント)(以下「証紙等」という。)については、工事ごとに建退共制度の対象労働者数及び就労日数を的確に把握し、それに応じて必要な分を購入しましょう。
- ※ 的確な把握が困難な場合の共済証紙等購入額の割合の目安
- 土木工事については請負代金額(消費税分を除いた額)の1000分の2.1相当額
 - 建築工事については請負代金額(消費税分を除いた額)の1000分の1.5相当額
 - 設備工事については据付工事費(消費税分を除いた額)の1000分の1.5相当額
- ② 購入した証紙等は、下請業者に正しく配布しましょう(下請業者が当該工事において使用した建退共制度対象労働者の実労働日数を的確に把握し、その実労働日数に応じた証紙等を交付してください。また、証紙貼付方式では、一次下請業者だけではなく、二次以下の下請業者に対しても証紙を現物交付するよう努めてください)。
- ③ 請負代金額が100万円以上(消費税分を除いた額)の工事について、工事契約締結後1ヵ月以内(電子申請方式の場合40日以内)に掛金収納書を発注者へ提出してください。
- ④ 建退共の経営事項審査申請用加入・履行証明書は、建退共制度に加入し、かつ共済手帳の更新及び共済証紙等の購入など履行が適正になされている場合に限り証明書が発行されますので、注意してください。
- ※ 問合せ先 … 〒420-0851 静岡市葵区黒金町11-7
勤労者退職金共済機構建退共静岡県支部 TEL054-255-6846

～ 暴力団等からの不当介入は報告してください ～

暴力団員等による不当要求又は工事妨害を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかにその内容を警察及び発注者に通報するとともに、警察の捜査に対する協力を行ってください。

問い合わせ先 発注事務所 又は
静岡県交通基盤部建設業課指導契約班 TEL 054-221-3057

(R4.4版)